

令和4年度(令和3年度実施)
神戸市立学校教員採用候補者選考試験 実施要項
(第2回 離職者を対象とした特別選考試験)

神戸市教育委員会

神戸市立学校園の離職者を対象とした特別選考試験を下記のとおり実施する。

1. 出願資格

下記(1)～(4)のすべてを満たす者とする。

(1) 試験区分の普通免許状の所有者又は取得見込みの者

令和4年4月以降有効な免許状に限る。(免許を取得していても免許の有効期限等が到来している場合は採用を取り消すことがあります。)ただし、文部科学省が実施する教員資格認定試験による免許状取得見込みの者を除く。

(2) 昭和37年4月2日以降に生まれた者

(3) 地方公務員法第16条の欠格条項及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者

(4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者(心身耗弱を原因とする者を除く)

(5) 今年度上半期に実施した離職者を対象とした特別選考試験を受験していない者

試験区分	出願に必要な免許状
幼稚園教諭	幼稚園教諭普通免許状
小学校教諭	小学校教諭普通免許状
中学校・高等学校教諭	志願教科の中学校教諭普通免許状又は高等学校教諭普通免許状
特別支援学校教諭	特別支援学校教諭普通免許状及び 小学校又は中学校又は高等学校教諭普通免許状
養護教諭	養護教諭普通免許状
栄養教諭	栄養教諭普通免許状

- (注) ・本市では、中学校と高等学校は、試験区分「中学校・高等学校教諭」として一括採用しています。中学校教諭普通免許状又は高等学校教諭普通免許状のいずれかのみを所有する場合でも受験できます。**ただし、本年度高等学校で採用予定のない教科(美術)については、高等学校教諭普通免許状のみを所有する場合は受験できません。**
- ・**高等学校教諭の「社会」は、地理歴史、公民の免許をともに所有する必要があります。**(平成元年教育職員免許法改正前の高等学校「社会」の免許状を所有する場合は、「社会」の免許状のみで受験できます。)
 - ・「中学校・高等学校教諭」区分において、中学校教諭普通免許状又は高等学校教諭普通免許状のいずれかのみを所有し合格した場合、採用後は免許を所有する校種へ配属します。
 - ・「中学校・高等学校教諭」、「養護教諭」区分については、志願時に選択した希望校種を踏まえて、採用後の配属を決定します。(必ず希望校種に配属されるとは限りません。)

2. 選考対象

「1. 出願資格」に加え、受験する試験区分及び教科と同一の神戸市立学校園での教員経験を有し、下記（1）又は（2）のいずれかの条件を満たす者とする。

【一般離職者に係る要件】

- (1) 過去に神戸市立学校園の教諭(任用の期限を附さない常勤講師等を含む)として3年以上(休職、育児休業等により勤務実態のない期間を除く)の勤務経験を有し、離職後5年以内の者。

【育児休業・介護休暇取得者に係る要件】

- (2) 過去に神戸市立学校園の教諭(任用の期限を附さない常勤講師等を含む)としての勤務経験を有し、①在職中に育児休業を取得後、引き続き子を養育するために離職、もしくは②在職中に介護休暇取得後、継続して当該要介護者を介護するために離職し、離職後8年以内の者。(ただし、条件付採用期間中に離職した者は除く。)

(注) ・過去の教職経験には、栄養職員も含まれます。

・退職勧奨により退職した者は、「離職者を対象とした特別選考試験」の対象から除きます。

3. 試験区分及び募集人員

試験区分	募集人員
幼稚園教諭	若干名
小学校教諭	若干名
中学校・高等学校教諭 国語・社会・数学・理科・音楽・ 美術※・保健体育・技術・家庭・ 英語・工業・商業	若干名
特別支援学校教諭	若干名
養護教諭	若干名
栄養教諭	若干名

※美術については、高等学校教諭普通免許状のみを所有する場合は受験不可。

- (注) ・日本国籍を有しない者を採用する場合は、「任用の期限を附さない常勤講師」等と発令します。
- ・中学校・高等学校教諭区分の「音楽」・「美術」の受験者について、中学校教諭普通免許状のみを所有する場合でも、小学校(音楽・図工)に配置され、小学校において学級担任等を担う場合があります。
 - ・特別支援学校教諭区分で採用された場合、特別支援学校だけでなく、基礎免許の校種に応じて、小学校、中学校、高等学校に配属される場合があります。
 - ・全ての校種において、複数校種免許状所有者については、採用後、採用された試験区分と異なる所有免許状の校種へ人事異動を行う場合があります。

4. 出願手続き

- (1) 要項公開 令和3年11月25日(木) (下記ホームページより各自ダウンロードすること)
- (2) 出願書類 ア 志願書(4×3cmの写真を貼付すること)
イ 面接資料
- (3) 出願方法 郵送のみ受付。角形2号封筒に「志願書在中」と朱書きの上、提出書類を入れて、書類送付先まで簡易書留で送付すること。
- (4) 郵送締切 令和4年1月5日(水)17時必着
- (5) 受験票送付 令和4年1月7日(金) (選考内容について、詳細を案内)

5. 選考内容(詳細は受験票送付時に通知)

- (1) 試験日程
 - 適性検査 (WEB受検) 令和4年1月10日(月)～1月14日(金)
 - 小論文試験 令和4年1月18日(火)～1月23日(日)のうち1日、指定する日時
 - 個人面接試験 令和4年1月18日(火)～1月23日(日)のうち1日、指定する日時

- (2) 試験会場 後日受験票にて通知(神戸市内で実施予定)

- (3) 試験内容

- 適性検査 (WEB受検) 上記期間中において、WEB上での受検とする。
- 小論文試験 記述式で試験時間は60分とする。
- 個人面接試験 模擬授業等を含む面接を予定。

- (4) 配点

(単位:点)

	適性検査	小論文	面接	満点
全校種	—	90	210	300

※適性検査は面接時の資料とするため、配点はありません。

- (5) 選考結果の発表

令和4年2月中旬に採用ホームページに掲載する。選考を有効に受験した者には、同日付で結果を発送する予定。

6. 採用候補者名簿への登載

合格後は神戸市教員採用候補者名簿に登載する。ただし、志願書等に事実と異なる内容の記述があった場合や教員としての適格性を欠く事実が明らかになった場合は、その者の合格を採り取り消し、名簿から抹消する可能性があるものとする。

採用候補者名簿の有効期間は、合格発表の日から1年とする。採用は、原則として令和4年4月1日付とするが、それ以前に採用することがある。

7. 条件付採用期間について

採用後、一定の期間は**条件付採用**（養護・栄養教諭は6ヶ月間、その他の教諭は1年間）となり、この期間に職務を良好な成績で遂行したときにはじめて「正式採用」とする。

条件付採用期間中に教員として不適切な行為で懲戒処分を受けた場合や、無断欠勤（遅刻を含む）、職務懈怠等、**勤務実績が良くないと判断された場合は、正式採用とならない可能性がある。**

8. 問い合わせ先

書類送付先

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号
神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階
神戸市教育委員会事務局 総務部教職員課（任用担当）
※提出締切に余裕を持って簡易書留で送付ください。
※封筒の表に「教員採用選考試験志願書類在中」と赤字で記載ください。

電話問い合わせ先

078-984-0636

神戸市立学校教員採用候補者選考試験ホームページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a55153/shise/shokuinsaiyou/kyouiku/saiyou.html>

採用ホームページ

